

平成29年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成29年6月8日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 穂積駅周辺の路上喫煙防止策の件
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 常任委員の選任
- 日程第7 議会運営委員の選任
- 日程第8 承認第1号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第9 承認第2号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第10 議案第26号 瑞穂市教育委員会の委員の任命について
- 日程第11 議案第27号 消防の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第12 議案第28号 もとす広域連合規約の変更について
- 日程第13 議案第29号 瑞穂市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第14 議案第30号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第31号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第32号 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第33号 平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	松 野 貴 志	2 番	今 木 啓一郎
3 番	北 倉 利 治	4 番	鳥 居 佳 史
5 番	小 川 理	6 番	杉 原 克 巳
7 番	若 園 正 博	8 番	森 治 久
9 番	庄 田 昭 人	10 番	若 井 千 尋
11 番	清 水 治	12 番	広 瀬 武 雄
13 番	堀 武	14 番	広 瀬 時 男

15番 若 園 五 朗
17番 松 野 藤四郎

16番 くまがいさちこ
18番 藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	加 納 博 明	政 策 企 画 監	藤 井 忠 直
企 画 部 長	広 瀬 充 利	総 務 部 長	梶 浦 要
市 民 部 長	伊 藤 弘 美	福 祉 部 長	森 和 之
都市整備部長	鹿 野 政 和	環 境 水 道 部 長	広 瀬 進 一
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	松 野 英 泰	会 計 管 理 者	平 塚 直 樹
教 育 次 長	山 本 康 義	監 査 委 員 長 事 務 局 長	高 山 浩 之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	日 比 野 丸 利 子
書 記	宇 野 伸 二		

開会及び開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから平成29年第2回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

また、傍聴にお出かけいたしました皆様方、早朝より御苦労さまでございます。最後までよろしく願いを申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、議席番号2番 今木啓一郎君と3番の北倉利治君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの20日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月27日までの20日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

7件報告します。

まず、5件について議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、5件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は平成29年2月分、3月分及び4月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりでございます。

2件目は、岐阜地域児童発達支援センターの組合議会の結果報告です。

3月28日に同組合の平成29年第1回定例会が開催されました。管理者から提出された議案は、平成29年度当初予算1件です。

予算案は、総額を1億2,601万7,000円とし、前年度比較で824万6,000円、率にして7%の増となる内容でしたが、原案のとおり可決されました。

ちなみに、瑞穂市からの利用者数は、平成29年3月1日現在8人です。前年同期は4人でしたので、大幅にふえております。

3件目は、市議会議長会関係の報告です。

4月20日に東海市議会議長会の定期総会が名古屋市で開催され、議長、副議長と、私の3人が出席しましたので報告いたします。

総会では、正・副議長4年以上で藤橋礼治議長が、議員10年以上で堀武議員が該当し、表彰されましたので、後ほど伝達を行いたいと思います。

その後、会務報告と12議案を審議し、いずれも原案のとおり可決、認定、承認されました。

また、来年度の開催都市は、静岡県富士市に決定いたしました。

4件目も同じく、市議会議長会関係の報告です。

5月18日に中濃十市議会議長会が可児市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しましたので報告いたします。

株式会社ヤイリギターを視察した後、会議が開催され、平成28年度の会務報告の後、平成28年度決算、平成29年度予算など計4議案が審議され、いずれも可決または認定されました。

また、当市から「無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進について」の意見書を提出し、全会一致で可決されました。

役員改選では、会長に美濃加茂市、副会長に各務原市、監事に可児市の議長が選任されました。

なお、11月8日には中濃十市の全議員を対象とした研修会を美濃加茂市で開催する予定なので、御参加いただきたいと思います。

5件目も同じく市議会議長会関係の報告です。

5月24日に第93回全国市議会議長会定期総会が東京国際フォーラムで開催され、議長と私の2人が出席しましたので報告いたします。

総会は、まず開会式が行われ、来賓祝辞に続いて表彰式と会議に入りました。

表彰式では、正・副議長4年以上で藤橋礼治議長が、議員10年以上で堀武議員が該当し、表彰されました。

また、昨年度全国市議会議長会評議員でありました藤橋礼治議長には感謝状が贈呈されましたので、後ほど伝達を行いたいと思います。

会議では、会務報告の後、平成27年度の各会計決算、平成29年度の各会計予算、会長及び部

会長から提出された31議案が審議され、いずれも可決または認定されました。

役員改選では、東海支部の部会長に一宮市が、岐阜県の役員として、理事に岐阜市、評議員に大垣市、高山市、本巣市と郡上市が選任されました。

それでは、先ほど報告しましたとおり、表彰状及び感謝状の伝達を行いたいと思います。

堀議員、藤橋礼治議長は登壇していただきますようお願いいたします。

〔13番 堀武君 登壇〕

○議長（藤橋礼治君） 表彰状、瑞穂市、堀武様。

あなたは市議会議員の要職にあること10年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって、本会表彰規程により、これを表彰いたします。平成29年4月20日、東海市議会議長会会長 一宮市議会議長 渡辺之良。代読。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

○議長（藤橋礼治君） 表彰状、瑞穂市、堀武殿。

あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められたその功績は著しいものがありますので、第93回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成29年5月24日、全国市議会議長会会長 山田一仁。代読でございます。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔13番 堀武君 降壇〕

〔議長 藤橋礼治君 登壇〕

○副議長（庄田昭人君） 表彰状、瑞穂市、藤橋礼治様。

あなたは市議会正・副議長の要職にあること4年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって、本会表彰規程により、これを表彰いたします。平成29年4月20日、東海市議会議長会会長 一宮市議会議長 渡辺之良。代読。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

○副議長（庄田昭人君） 表彰状、瑞穂市、藤橋礼治殿。

あなたは市議会正・副議長として4年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第93回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成29年5月24日、全国市議会議長会会長 山田一仁。代読。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

○副議長（庄田昭人君） 感謝状、瑞穂市、藤橋礼治殿。

あなたは全国市議会議長会評議員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第93回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。平成29年5月24日、全国市議会議長会会長 山田一仁。代読。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔議長 藤橋礼治君 降壇〕

○議長（藤橋礼治君） おめでとうございます。

以上、報告しました5件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、2件の議員派遣の結果を順次報告願います。

4月20日から21日の市町村議会議員研修、住民とのコミュニケーションについて、北倉利治君から報告を願います。

3番 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 議席番号3番、瑞清クラブ、北倉利治です。

今、議長のお許しを受けましたので、これから議員研修報告をさせていただきます。

市町村議会議員研修2日間コース、平成29年4月20日と21日、場所は大阪の全国市町村国際文化研修所です。「住民とのコミュニケーション～対話と受発信力の向上～」をテーマに研修してまいりました。くまがい議員、若園五朗議員、清水議員、若井議員、今木議員、松野貴志議員、私、北倉、合計7人で参加してまいりました。

それでは、代表して報告させていただきます。

私自身の目的としまして、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の具体的な課題を把握するために市民からどのように聞き取るかというミッションで参加をしてきました。

そして、課題解決に向けた政策、計画、実行、評価というPDCAのサイクルのために、最初に行う課題を聞き出すということ、どのようにコミュニケーションが必要なのかを研修してまいりました。

講師は京都造形芸術大学の副学長で本間正人先生です。多くの著書を出してみえる方で、松下政経塾の講師もされてみえます。さらに、数日前には全国版のお昼の番組にコメンテーターで出演もされてみえました。風貌は宮崎駿監督、声は俳優の哀川翔、話はジョークと声帯を変えて、楽しいお話を聞けました。この、今、説明のところも、どれだけその方がどんな人なのかというのもしっかり伝えようということも聞いてきましたので、ここでつけ加えさせていただきました。

まず、講義の半分が講習に参加された方との実習体験でした。講義を聞くばかりでなく、ほとんど半分以上が隣の人とか4人とかで実習体験ということでした。

1番目には、コミュニケーションの3つの技能、理解をふやす、人間関係に影響を与える、信頼関係を築く。3番目の信頼関係を築くでは、相手の膝をたたきながら話をするとか、またいろいろな会で市民も一緒に壇上に上げて同じ高さで会議をするなどで信頼関係を導いていくということでありました。

2つ目の講義は、2人1組になって、1人の方が目をつぶり、相手の方の目をつぶらない方の肩に手を添えて3分間歩行することです。前の方は、その後ろの目をつぶってみえる見えな
い方の説明で、1メートル前に段差があります、でもこれだけでは無理なんです。下がるのか
上がるのか、どのぐらいの段差なのか、そこまで相手に確実に情報を指示していくというのが
大切だという講習でありました。もうあと3分間は1人で目をつぶり、肩に添えなく、離れて、
相手の指示をして歩きます。本当に目をつぶって歩くというのは大変怖くて、でも大変いい状
況が、私たちは大事な情報が与えられていました。

3番目はコーチング、物事を教えるコーチングではなく、コミュニケーションで会話に相づ
ちを打ったり、うなずいたり、繰り返したりなどで、相手の考え方を引き出していく、それが
コーチングであるということを勉強してきました。

4番目は、ヒーローインタビューです。野球などでアナウンサーがヒーローインタビューを
されます。ヒーローは今まで一番何を頑張ってきたかということを具体的に細かく説明をし
ます。インタビュアーは好奇心を持って具体的に細かく情報を聞き出していく。ヒーローは自分
のことを皆さんに伝えるように話をするのが大切。インタビュアーはヒーローの気持ちになっ
て、言いたいことを引き出す、それが大切だということをこの講習で知りました。

5番目に、自分の人生で社会人になってから現在までどんな、やる気グラフということで、
このころはこんなにやる気があった、このころは全然やる気がなかった、こういうやる気グラ
フをつくり、そのときに自分の人生がこういうふうだったよということを4人グループの中で
話し合いをして、人に伝える、これがやったことです。

そのほかに、ストレスマネジメント、議員のストレスをどのように発散するか、情報発信の
ポイント、情報紙のつくり方なども研修しました。

情報紙のつくり方では、文字ばかりでなく、写真やイラストを多く入れ、わかりやすくする
というのが相手によく見えることだと、それに自分の手柄話ばかりではなく、人のよい行動を
載せると見てくれますよというようなことも聞いてきました。

もう一つ、そのときに言われたのは、首長さんなどは謝罪会見の練習をしておくといいよと
いうことを講師の方が言ってみえました。

うまくコミュニケーションをとるには、まず人の意見を聞く、途中で自分の意見を挟まない、
その人の立場になって聞くなどのことを考えて会話をし、相手の言いたいことを引き出すこと
が大切だということでありました。

いろいろなところに行き、たくさんの方の意見を聞き、課題解決のために計画を立てて実行
できたらいいと思っています。大変楽しい研修でした。ほとんど聞き漏らすことなく聞くこと
ができました。この研修は、意見交換会、議員活動、地域包括ケアシステムにとっても役立つと
思います。来年、お薦めですので、皆さん参加されるといいと思っています。

これで研修報告を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君）　続きまして、5月15日から19日の市町村議会議員研修、新人議員のための地方自治基本コースについて、鳥居佳史君から報告をお願いします。

鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君）　おはようございます。

議席番号4番　鳥居佳史です。

平成29年5月15日から19日の5日間にわたって、平成29年度の市町村議会議員研修、新人議員のための地方自治コースに小川理議員と私の2名で参加いたしました。代表して私が報告させていただきます。

5日間の長い研修でしたので、要点のみとさせていただきますけれども、ちなみに参加議員は、北海道の登別市から沖縄県の石垣市、54名の参加でした。

2日目、5月16日火曜日午前中、自治地方制度の基本について、講師は首都大学東京大学院社会科学部の大杉寛先生です。

ポイントは、1つ、地方自治には2つの原理があると。1つは住民自治、ローカルセルフガバニング、これは自分たちのことは自分たちで決めるという原理。そして2つ目、団体自治、ローカルオートノミー、これは自律という意味ですね。オートノミー、自律。これは、自分たちはほかのもの、具体的には国に依存、従属しないという原理。このことが私にとって非常に新鮮でした。また後で出てきます。

この原理を踏まえて、2000年施行の地方分権一括法に基づき地方自治が進められてきています。そして、憲法の第92条で地方自治を次のようにうたっています。地方自治の本質に基づいて法律を定めると92条でうたっていますけれども、この地方自治の本質とは、憲法の英語原文では、ローカルオートノミー、つまり先ほど言いました地方の自治の自律だと、この部分を言っていたわけです。

ところが、現状は、実は税源移譲がまだ不十分のため、地方自治が自律的でないと。地方自治がまだまだ本来の姿になっていないということが講師の方の見解でありました。

地方自治、この自律性、これが大事だというのが私は非常にポイントだと思いました。

午後の部は1時から3時まで、「地方議会制度と地方議会改革の課題」というテーマで山梨学院大学教授の江藤俊昭氏の講演がありました。

ここで、地方自治の負の連鎖と正の連鎖の可能性についてお話がありました。

負の連鎖というのは、まず議会が閉鎖的で議論もなく、追認機関化していく。一方、住民は、課題に答えられない議会ならば、その設置の意義を感じなくなり、議員定数や報酬の削減要求に結びつく。どこかで聞いた話です。この動きは、議会、議員は尊敬されずに、結果、やりがいの欠如となって、立候補者の少なさに結びつき、議員の偏り、つまり高齢者が多い、男性議

員が多くなる、このような現象になっていき、結局また課題の解決が困難となっていった、住民の不信の拡大となり、負のスパイラルに陥るというお話でした。

逆に、正の連鎖とは、これはあくまでも講師は可能性ということでお話しされましたけれども、まず議会は議会責任を自覚し、課題解決に果敢に挑戦するために活発な議会をつくり出す。そのための条件、例えば議員定数、報酬などを整備する、この必要性を住民とともに議論する。一方、住民は、議会の見える化、可視化ですね、可視化の推進、住民との意見交換等による、住民とともに歩む機会になる。そして、住民の福祉向上のために活動する議会、議員となっていくと。住民は、いろいろ問題がありながらも、議会が住民に寄り添うということを実感する。この動きは、課題解決を追求する議決責任を自覚し、課題解決のため、働く時間と労力の負担増、これは議員のことですけれども、それに対するコストの維持、向上、尊敬とまでは言わないけれども不信の解消、そして議員自身のやりがいの向上。これに伴って立候補者が多くなる、私もやってみよう。そして、議員の属性の偏りの解消に向かい、新たな課題の解決に向かう、住民不信の解消と進むという、こういう正の連鎖も可能性としてあるよということでした。

そして最後に、先生は、徹底した議論による民主主義の実現を目指してほしいということで、ある映画の紹介をされました。「十二人の怒れる男」、1954年のアメリカ映画です。54人中で、この映画を見た人はほとんどいなかったですね。私も見ていません。そして、帰ってから見ました。「十二人の怒れる男」、ぜひ皆さん、この映画を見てください。民主主義、議論がどういうものであるかというのを明確に表示しておりました。

そして、2日目午後3時50分から5時15分まで、「議会・地域・住民による地域課題解決の取り組み」というテーマで、地域再生マネージャー、地域活性化伝道師の斉藤俊幸氏のお話がありました。

斉藤さんは、2003年から全国各地でさまざまな地域支援を続けておられる、いわゆる地域おこしのプロですね。1人であちこち行って活動されている方ですけれども、この方が、今行われています地方創生、いろいろな関係交付金事業の全国の実情はできが悪いと。なぜか。この分析をされておられまして、1つは、地域特性を考慮していないと、全国一律の手法であると。2つ目、効果検証を伴っていない、ばらまきのやり方であると。3つ目、地域に浸透しない表面的な施策であると。4つ目、短絡的な成果を求める施策であると。となっているような指摘をされました。

そして、数々の現場の経験から先生自身が、成果を出すには創発ということが必要だと。創発というのは、創造の「創」、ハツは発表の「発」。創発が必要だと。

これはどういうことかといいますと、地域再生の種を探しているときに、探しているものとは全く別の価値、物を見つける能力であると。例えば、何もやらない人は、偶然に物を発見す

る能力である創発に接する機会がない。一生懸命やって、真剣に新しいものを見つけようとする人には顔を出すということを鈴木ノーベル化学賞受賞者がおっしゃっております。創発についてですね。

そして、もう一つ別の言い方をすると、何かを発見したという現象ではなく、何かを発見する能力であると。簡単に言えば、ふとした偶然をきっかけにひらめきを得て、幸運をつかみ取る能力であると。例えば、思惑倒れ、けがの功名、ひょうたんから駒といったように、事前の意図とは異なる形で組織能力の蓄積が進んでいくことを創発という。転んでもただで起きない、しぶとい組織学習能力が必要だと。これは藤本東大大学院教授が言っておられます。

という創発ということが現場で起こることによって、地域創生の芽が育っているというお話でした。とはいいいながら、斉藤先生いわく、例えば10の事業をやって、2つ成功すれば御の字という紹介をされておられまして、地方創生はなかなかハードルは高いなあと感じました。

そして、5月17日水曜日、9時25分から5時まで、地方議員と政策法務の講義と演習というタイトルで、東北大学大学院法学科教授の荒井崇氏のお話です。

政策法務という言葉はなかなか聞きなれない言葉ですがけれども、定義は、自治体が目指していく目標を達成するために、法的な観点からの合理的な判断で仕事をする。非常にわかりにくいですがけれども、私なりの解釈は、地方自治法にのっとり、住民自治の目標に向けて仕事をするということであると。わかったようなわからないようなことですがけれども。

そして、2000年の地方分権推進一括法の施行以来、毎年、追加の一括法が成立し、地方分権が法律上進められています。現在も進められていまして、平成29年4月、この4月にも第7次一括法が成立しています。

ここで地方分権というのは、地方分権推進委員会からの報告として、こういうことを言っております。知事・市町村長が、国の機関たる立場から解放され、地域住民の代表であり、自治体の首長であるという本来の立場に徹し切ることができる。つまり、首長が国の下部組織の長という上下関係から対等になったということです。これは、先ほど言いました自律性ということと同じことですね。地方分権というのは、国と地方が対等だということです。

1つ、事例でこういうことの紹介がありました。機関委任事務が地方分権一括法で廃止になったんですがけれども、それに伴う通達というものの失効という、国から通達というものが今まで出てきましたけれども、これについては地方分権一括法の施行による機関委任事務制度の廃止により、国の自治体に対する通達は失効し単なる、単なるというか、技術的助言、勧告、または処理基準に過ぎないものとなると。つまり、国からの通知等はあくまでも技術的な助言であると。法律は別ですよ。通達等は技術的な助言であると。ですから、地方は国からの通達等はちょっと違うよという部分では、法律の範囲内であれば、自治体の解釈でもって対応はできるということです。国の通達どおりにやらなければならないということではなくなったというこ

とですね。

そして、午後は演習に入りまして、条例立案の演習に入りました。

1組6人のグループで9グループになり、それぞれのグループで議会基本条例の立案演習の実習をしました。最後に9グループから議会基本条例案がそれぞれ発表されましたが、各グループから最も多く提示された共通事項は、議員間の討議を核にすることが市民から信託された議員の責任であるということでした。

5月18日木曜日、9時25分から5時まで、地方議会と自治体財政の講義と演習、北海道総合政策部地域創生局地域づくりの今井太志先生のお話がありました。

自分のまちが新しい事業やサービスを行う能力がどの程度あるかをどうやって判断すればいいか。基金と借金の視点、つまり基金については基金額比率、そして借金については将来負担比率を他の市町村と比較して、自分の市がどのあたりにあるかというのを見ると判断できるよということでした。

基金額比率というのは、今井先生オリジナルの指標でありまして、特別会計を含めて年度末に有する全ての現金、基金額を標準財政規模で割った比率であります。将来負担比率というのは、年間の収入の何%を借金返済に回せば完済できるかを示す指標であります。

瑞穂市の場合の指標を私は小川議員と算定しまして、平成22年から27年間、6年間の財政状況資料集から、演習でこの指標を算出しました。基金額比率はおおむね120%、将来負担比率はマイナス76%からマイナス113%。この数字は、実は他の来られた市町村で、非常によかったんです。数字としては非常にいい数字が出ました。特に将来負担比率がマイナス、将来負担比率がマイナスということは、余分にありますよということなんですね。

でも、これはおかしくないかということで先生のほうに確認しましたら、瑞穂市は合併特例債による基準財政需要額算入見込み額が140億もあると。これはちょっと難しいと思いますけれども、興味のある方はまた聞きに来てください。これが140億もあると。基金は100億ぐらいですけどね。140億もあるということが要因で、将来負担比率はマイナスという。これはほかの市町村ではどこもなかったです。私はこの数字のなぜだということを小川議員とも議論し、先生にも相談したんですけども、瑞穂市は財政的な余力は他の市町村と比べて比較的あるほうでありましたけれども、それは公共下水道等も実施せず、財政上無難な運営をしてきたからだという結論、評価でした。

あと、地方交付税の仕組みで、この充当率と交付税措置率について学びました。

最後、5月19日金曜日、8時45分から12時まで、「分権時代の地方議員に期待されること」と題して、関西学院大学経営研究学科、松藤先生のお話がありました。

先生は、総務省入省から内閣官房や内閣府を経て、京都府、三重県、神奈川県、堺市に勤務し、さまざまな実務経験から多くのアドバイスをいただきました。特に私が印象に残ったこと

は、先生はイソップ寓話にある３人のれんが積み職人の例を出されました。これは実は僕もおぼろげだったんですけど、皆さんも、３人のれんが積み職人。要は、ここでは議員も含めて自治体職員、そして首長、全てが、あなたの仕事は何ですかと、これを常に考えること。そして、特に議員については、住民が夢や希望の実現をできるように、個性的に輝くことを支援するプロデューサーとして位置づけてやれと。自治体職員、首長を真摯に活躍させるのが議員の役割と指摘されたところであります。

以上、大変長くなりましたが、５日間の新人議員のための地方自治研修コースの研修報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第４ 穂積駅周辺の路上喫煙防止策の件（委員長報告・質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第４、穂積駅周辺の路上喫煙防止策の件を議題といたします。

本件については、産業建設委員会の所管事務調査事項として継続調査となっています。産業建設委員長より調査の経過及び結果を報告したいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

産業建設委員長 広瀬時男君。

○産業建設委員長（広瀬時男君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、平成28年第３回定例会において、産業建設委員会で継続調査となっていました穂積駅周辺の路上喫煙防止策について、調査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、平成28年11月14日、平成29年３月９日、４月７日及び５月19日の４回にわたり、菓南庁舎３－２の会議室で調査を行いました。６名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、政策企画監、所管の部長・課長の出席を求め、補足説明を受け、質疑等を行いました。

９月の産業建設委員会の協議会において、実際の現状調査を兼ねた有志議員による清掃活動の結果、たばこの吸い殻やごみが多く落ちており、穂積駅郵便ポストの周辺での喫煙が見られたとの報告がありました。穂積駅南北通路は児童の通学路になっており、受動喫煙の危険性もあることを考えると、喫煙所を設置し、分煙を図っていくべきではないかという意見が出されました。

当委員会としては、喫煙環境を整備し、分煙化を図るとともに、より一層喫煙者のマナーと美化意識の向上を図っていくことを目的とし、喫煙所設置に向けた継続的な調査をしていくことになりました。

平成28年11月14日の委員会では、執行部から、穂積駅南北に１カ所ずつの喫煙所設置に向け

て具体的に検討中である説明を受けました。

また、平成28年第4回定例会では、喫煙所設置の工事請負費300万円が補正予算で計上されました。

喫煙所の開所式は3月28日午前10時30分から穂積駅にて行われ、日本たばこ産業株式会社より目録の授与を受けて覚書を交わし、4月7日には6名の委員により完成した穂積駅南北の喫煙所を視察しました。

喫煙所の設置について、効果として、たばこのポイ捨てが目につかなくなった、ごみの量が減った、清掃活動が啓蒙・啓発活動になったのではないかと委員からの意見や、市民の声として、議員の清掃活動を目にして自宅前のごみなどを拾うようになった、たばこを灰皿に捨てるようになったとの声の紹介がありました。

設置後の効果としては、市民の美化意識の向上、喫煙者のマナーの向上が図られたのではないかと考えています。

しかし、市民からの御意見として、まだ椅子でたばこを吸っている方がいる、グレーチングが灰皿のようになっているなどの苦情に近い意見や、要望として喫煙所屋根の設置、喫煙所への案内表示があり、今後、解消に向けて取り組んでいくべきであると思われます。

今後の取り組みとして、穂積駅周辺におけるより一層の喫煙者のマナーの向上策の強化や喫煙場所の啓発、路上喫煙の防止を図っていくことを求め、また今後、私たち議員だけではなく、市職員や朝日大学の学生など、市民全体を巻き込んで美化活動の推進を執行部に要望し、委員長報告とします。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成29年6月8日、産業建設委員会委員長 広瀬時男。

○議長（藤橋礼治君） これより、穂積駅周辺の路上喫煙防止策の件の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで、産業建設委員会で継続調査となっていました穂積駅周辺の路上喫煙防止策の件の委員長報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） おはようございます。

それでは、10件の行政報告をさせていただきます。

初めに、平成29年第1回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会及び平成29年第1回瑞穂市・神戸町水道組合議会臨時会について報告いたします。

平成29年第1回組合議会定例会は、去る平成29年3月27日午後1時30分から巢南庁舎大会議室において、平成29年第1回瑞穂市・神戸町水道組合議会臨時会は、同年5月29日午後2時30分から巢南庁舎3-2の会議室において開催され、管理者として出席しましたので、その状況について報告いたします。

平成29年第1回組合議会定例会については、提出しました議案は2件で、全て可決されました。議案番号順に沿って、その概要を報告いたします。

まず、議案第1号平成28年度瑞穂市・神戸町水道組合会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ520万円を減額し、総額を1,209万5,000円とするもので、主な内訳としては、歳入においては、基金繰入金を457万2,000円減額、雑入を50万円減額するものであります。また、歳出においては、総務管理費を520万円減額するものであります。

次に、議案第2号平成29年度瑞穂市・神戸町水道組合会計予算についてであります。業務の予定量を給水戸数209戸として策定し、歳入歳出予算の総額を1,696万9,000円と定めるものであります。歳入の主な内訳は、負担金を201万5,000円、水道使用料586万3,000円、基金繰入金を819万4,000円、前年度繰越金50万円、諸収入39万6,000円を見込みました。歳出の主な内訳は、議会費で12万7,000円、水質検査、水源地電気代、水源地・水道管修理代等及び基金積立金を含めた総務費で1,228万3,000円、公債費として起債の償還元利金で355万9,000円を見込みました。

なお、平成29年度末基金積立残高の予定額は4,270万4,000円です。

次に、平成29年第1回組合議会臨時会は、議員改選後最初の議会であり、議長、副議長及び監査委員が選挙されました。

また、管理者及び副管理者の選任も行われ、管理者に瑞穂市長が、副管理者に神戸町長が選任されましたので、ここに御報告いたします。

次に、瑞穂市土地開発公社の経営状況についてを報告いたします。

平成28年度事業報告及び決算、並びに平成29年度の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

平成28年度の事業では、公共用地、公用地の取得処分はありませんでした。また、用地については、現在所有しておりません。決算では、当期純損失が6万9,720円となり、資本的収入

及び支出の執行はありませんでした。

平成29年度では、公共用地、公用地の取得処分等の事業計画はなく、予算は受取利息の収入と販売費及び一般管理費の支出のみが計上されています。

次に、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社の経営状況について報告します。

平成28年度の事業報告及び決算並びに平成29年度の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

平成28年度の経常収益は2億5,653万5,795円、経常費用は2億6,246万8,862円で、正味財産期末残高は5,383万1,237円となりました。

平成29年度は、前年度328万8,000円減額の2億4,961万2,000円の事業収益が計上されています。

次に、報告第2号専決処分の報告について（損害賠償）を報告します。

平成29年1月22日、瑞穂市十七条地内の交差点で、設置してあった自発光交差点びょうの脱落が原因で、相手方運転の車両が損壊した事故について和解し、賠償額を定めることにつき専決処分したものであります。

次に、4件の予算の繰り越しについて報告します。

報告第3号平成28年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費9億8,049万6,000円を平成29年度に繰り越しましたので報告します。

報告第4号平成28年度瑞穂市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越717万1,026円を平成29年度に繰り越しましたので報告します。

報告第5号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費60万円を平成29年度に繰り越しましたので報告します。

報告第6号平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費30万円を平成29年度に繰り越しましたので報告します。

次に、報告第7号債権放棄の報告について報告します。

瑞穂市債権の管理に関する条例第8条の規定により、私債権について、使用済み小型家電売却代金1件で1,024円、水道料金943件で658万9,686円、学校給食費1,051件で3,236万6,587円につき債権放棄をしましたので、議会に報告するものであります。

最後に、報告第8号瑞穂市J R穂積駅圏域拠点化構想について報告します。

瑞穂市J R穂積駅圏域拠点化構想を策定しましたので報告します。

以上、10件の行政報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） これで行政報告は終わりました。

日程第6 常任委員の選任

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、常任委員の選任を行います。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前11時17分

○議長（藤橋礼治君） 大変長らくお待たせいたしました、済みませんでございました。それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。

常任委員の選任について、委員会条例第8条第1項の規定によって、総務委員会には、16番のくまがいさちこ君、15番の若園五朗君、13番の堀武君、7番の若園正博君、4番の鳥居佳史君、1番の松野貴志君の6人で総務委員会でございます。続きまして、産業建設委員会に、17番 松野藤四郎君、14番 広瀬時男君、11番 清水治君、9番の庄田昭人君、6番 杉原克巳君、5番の小川理君の6名でございます。続きまして、文教厚生委員会には、18番 藤橋礼治、12番 広瀬武雄君、10番の若井千尋君、8番の森治久君、3番の北倉利治君、2番の今木啓一郎君の6人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はただいま指名しましたとおり選任することに決定をいたしました。

これより、常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。総務委員会は議会図書室、産業建設委員会は正副議長室、文教厚生委員会は第2議員会議室をお使いください。

なお、委員会条例第10条の第2項の規定によりまして、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時31分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

総務委員会委員長 くまがいさちこ君、副委員長 若園五朗君。産業建設委員会委員長 清水治君、副委員長 広瀬時男君。文教厚生委員会委員長 若井千尋君、副委員長 広瀬武雄君。

以上のとおりでございます。

日程第 7 議会運営委員の選任

○議長（藤橋礼治君） 日程第 7、議会運営委員の選任を行います。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1 時52分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条の第 1 項の規定によりまして、15 番の若園五朗君、11 番の清水治君、10 番の若井千尋君、8 番の森治久君、7 番の若園正博君の 5 人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。議会運営委員は第 2 議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例の第 10 条の第 2 項の規定によりまして、委員長が互選されるまでは、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 1 時53分

再開 午後 1 時57分

○議長（藤橋礼治君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議会運営委員会の委員長には若園五朗君、副委員長には森治久君が決定しましたので、御報告をいたします。

日程第 8 承認第 1 号から日程第 17 議案第 33 号までについて（提案説明）

○議長（藤橋礼治君） 日程第 8、承認第 1 号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてから日程第 17、議案第 33 号平成 29 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）までを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 風薫る新緑の過ごしやすい季節から、一足早く、暑さを感じ始める日が

続いておりますが、当市も昨日、梅雨入りし、糸貫川堤のアジサイも生き生きと咲き始めました。気象庁によれば、向こう1カ月の予想は、暖かい空気に覆われやすく、気温も平年並みか高い見込みとのことであります。

さて、本日、平成29年第2回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、御礼申し上げます。

新聞によりますと、6月1日付の県内の選挙人名簿登録者数が169万5,643人と、ことしの3月から870人減少と発表されました。当市におきましては113人増加と、増加数では各務原市に次いで県内第2位、増加率では0.27%と県内第1位であり、移住定住に力を入れております当市にしましては、大変うれしい状況にあります。

それでは、開催に当たり、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

まず、3月18日と19日の2日間で開催しましたさい川さくら公園での地方創生イベント「水と緑のマルシェ」について報告させていただきます。

イベントは2日間とも天候に恵まれ、およそ1万人の方に来場していただき、我がまちのふろさと創生大使 平山浩行さんのトークショーなど、会場は大きく盛り上がりました。

この瑞穂市の魅力を発信する地方創生イベント「水と緑のマルシェ」の盛り上がりは、富有柿を使ったパン「ふゆーぱん」を商品化していただいたベーカリーショップの方々、グルメ盛りだくさんにしていただいた飲食店の方々、個性的な魅力を発信していただいたクリエイターの方々、みんなが楽しめる企画を行っていただいたワークショップ出店者の方々、そして快くイベントに協力していただきました株式会社プラントさん、まだまだ伝え切れない多くの関係者の御協力があって、若者のまち瑞穂市の魅力を発信できたものと感じています。

また、アンケートの中では、およそ80%の方々が、今後も同様のイベントをやってほしいという意見があったことを申し添えます。

これからも若者のまち瑞穂市の魅力を発信できるような取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、3月29日、総合センターにおいて、瑞穂市ＪＲ穂積駅圏域拠点化構想について、平成28年度の合同成果報告会と構想の引き渡し式が開催されました。

当日は、これまでワイワイ会議に参加いただけた方や議員、地域の方々を含め約60名の方が参加され、瑞穂市ＪＲ穂積駅圏域拠点化構想協議会から平成28年度の構想策定に至る経過、構想の報告がなされました。特に、朝日大学の学生さんからワイワイ会議でのごとの取り組みも報告され、地域の方からは行政への熱い御意見も頂戴し、駅への期待が高まりつつあります。

この瑞穂市ＪＲ穂積駅圏域拠点化構想は、ＪＲ穂積駅周辺を圏域15万人の拠点として位置づけ、駅の利便性の向上や機能強化、駅周辺のにぎわいと交流創出を目指し、拠点となる駅の将来像を「みんなの「心」をつ・つ・む場所 ほづみのエキチカ」と掲げています。既に議員の

皆様に御協力いただくようお願いを申し上げたところでございますが、このＪＲ穂積駅と周辺地域が市の最も重要な拠点であると考えておりますし、今後、ＪＲ穂積駅を拠点として、瑞穂市第２次総合計画で目指すまちの将来像「誰もが未来を描けるまち」として、魅力あるまちづくりができると考えています。そうした視点から、引き続き、拠点化構想を推進するための取り組みを実施し、本構想の実現を目指してまいりますので、皆様の御協力、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、議員の皆様には今後とも格別の御指導と御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、定例会開催に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程します議案は、専決処分の承認が２件、人事案件が１件、規約の変更に関する案件が２件、条例の制定・改正に関する案件が３件、補正予算に関する案件が２件の合計１０件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を御説明させていただきます。

まず、２件の専決処分の承認について。

承認第１号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布に伴い、市条例の関係部分を改正する専決処分をしましたので、議会の承認を求めるものであります。

次に、承認第２号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、市条例の関係部分を改正する専決処分をしましたので、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第２６号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてであります。

教育委員会の委員麓英里氏の任期が平成２９年７月４日に満了となることから、新たに加木屋加緒里氏を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第２７号消防の事務委託に関する規約の変更についてであります。

平成３０年４月１日から岐阜市、瑞穂市、山口市、本巣市及び北方町の４市１町による消防広域化が開始されるため、引き続き岐阜市に消防の事務委託をするに当たり、管理及び執行の方法を改める等のため、規約の一部を改正するものであります。

次に、議案第２８号もとす広域連合規約の変更についてであります。

もとす広域連合の事務所移転に伴い、事務所の位置を本巣市宗慶３６５番地から本巣市下真桑

1000番地とするため、規約の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号瑞穂市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてであります。

小規模企業を初めとする中小企業の振興施策を推進し、中小企業及び小規模企業の成長と持続的な発展並びに地域経済の活性化を図ることにより、もって市民生活の向上に寄与することを目的に市条例を制定するものであります。

次に、議案第30号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

職員の給与から減額する項目及び控除することができる項目の増加に対応するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第31号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第32号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,628万7,000円を追加し、総額167億2,628万7,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費として行政改革推進委員会費用12万9,000円、民生費として国民年金関連システム改修費用247万3,000円、公私連携保育法人選考等委員報酬ほかに50万9,000円、私立保育所施設整備補助金659万7,000円、商工費として企業誘致に向けた土地利用基本構想策定業務委託料998万8,000円、消防費として広域消防初期投資経費負担金283万2,000円、退職消防団員報償金336万8,000円、市民消防隊に係る需用費95万1,000円を増額補正し、市民消防隊補助金56万円を減額補正するものであります。

歳入の主なものは、放課後児童クラブ保育料69万6,000円、市町村地域生活支援事業費補助金48万6,000円、国民年金事務費交付金247万3,000円、保育所等整備県交付金586万4,000円、社会教育事業寄附金10万円、消防団員等退職報償共済金336万8,000円を増額補正するほか、繰入金として財政調整基金を1,330万円繰り入れるものであります。

次に、議案第33号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ244万2,000円を追加し、総額59億194万5,000円とするものです。

歳出の主なものは、総務費として国民健康保険、県単位化対応の機器及びシステム改修経費93万円、前期高齢者納付金151万2,000円を増額補正をするものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金558万2,000円であります。

以上、10件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議

を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） これで、提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時11分

再開 午後 2 時36分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま一括議題となっております議案のうち、承認第 1 号から議案第26号までの 3 議案を、会議規則第37条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第 1 号から議案第26号までの 3 議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

承認第 1 号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより承認第 1 号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決とあわせて採決システムを利用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから、承認第 1 号を採決します。

承認第 1 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第 1 号は承認されました。

承認第2号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

ただいまの議案でございますけれども、専決処分でございますが、お尋ねしたいと思っておりますけれども、こうした専決処分にしなければ、何か市にとって不利益があるのかということをお尋ねをまずしたいというふうに思います。

国民健康保険税の問題は非常に大事な問題ですので、本来しっかり議会の中でも論議を行うことが大事な問題だというふうに思います。したがって、専決処分は本当にやむを得ない、あるいはこれを行わなければ市にとって不利益をこうむるということであるならば、これはやむを得ないというふうに思いますけれども、そういう点でちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいま小川議員のほうから、国民健康保険税条例の一部改正を専決処分で行わなければ市にとって不利益になるのかという御質問だというふうに理解をしておりますが、まず、今回、国保税条例の一部改正を専決処分させていただいた経緯といたしましては、国の準則、地方税法、あるいは地方税法の施行令の改正、国の準則の最終的な決定連絡を受けるのが3月31日付ということで、それに合わせまして条例改正、今回の施行というのは4月1日からの施行の部分ということで、毎年これは行われる改正というところもあります。

それから、このうちの4月1日からの施行が必要なものなど、議会の招集をする時間的な余裕がないという判断をさせていただいたものについて、やむを得ず専決処分をさせていただいております。

今回の国民健康保険税条例の一部改正でございますが、今回の改正につきましては、税額を算定する際の軽減判定所得、いわゆる法定軽減の5割軽減基準額、あるいは2割軽減基準額について適用範囲を拡大できるように、世帯1人当たりの基準額26万5,000円を27万円に拡大、これが5割軽減のほうですね。2割軽減のほうにつきましては、同じく48万円を49万円に拡大するというものでございますので、基準となります4月1日にこれを施行しておきませんと、対象となられる方、要は5割軽減から一部外れてみえるような方も拡大することによって、逆に国民健康保険に加入をしてみえる、いわゆる低所得層の方々にとってはプラスになるという

判断をさせていただき、今回、改正を専決処分で行ったというところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 専決処分にしなければ、このことによって市が不利益をこうむると、こういう点で何が不利益があるのかということをお尋ねしたかったんですけど、私は今回のこの提案されている法定減免、7割、5割、あるいは2割が、低所得者の人にとって非常にいいものだということは思うんですけども、しかしながら先ほどお尋ねをしましたのは、そういった専決処分をしなければ市にとって何か困ることがあるのかということをお尋ねしたかったわけなんです。

もう一点お尋ねしたいというふうに思いますけれども、もし専決処分をしなくて、今議会でこれが提案されるということになりましたら、さかのぼってこの法定減免をすることはできないのでしょうか。その点をちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今、御質問の内容は、条例改正を、例えば今議会に通常の議案として上げさせていただき、施行日を4月1日からの適用ということで改正する方法のことかと存じます。

実際にそうしてみえる部分もございます。例えば今回のように被保険者の方にとって不利益にならないというところで遡及適用ということも考えられるわけですが、では遡及適用することによって被保険者の方が不利益になるような場合とか、いろいろなケースが法改正による条例改正の際に考えられるわけですが、そういったところもございますので、毎回、このような慣例的にということになってしまいますけれども、4月1日からの施行がどうしても必要な部分に関しては専決処分で実際にはやらせていただいているというところがございますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 何かちょっと余り納得できないところもあります。

この専決処分は本当に、特に国保の問題は、私は本当に重要なことだというふう思いますので、しかも法で扱われる問題は本当に、国保に加入されておる皆さんにとって非常に大きな問題だと思うんですね。大体、国保を払っていない世帯が5世帯、2世帯というふうにおられる中で、こういう問題が本当に軽く扱われてはならないというふうに思います。もっとやっぱり議論して、今回は条例改正ということになりますけれども、低所得者、あるいは国保税が高いと思っておられる方々にとって、この法定減免、あるいは条例減免、さまざまな問題がある

というふうに思うんですね。そういう人たちの負担をできるだけ軽くして、皆さんが安心して医者にかかるというふうにすることが私たちの務め、仕事ではないかなと思いますので、こういったことが本当に軽く扱われることのないようにぜひお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。

承認第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第2号は承認されました。

議案第26号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより議案第26号瑞穂市教育委員会の委員の任命についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

議案第26号瑞穂市教育委員会の委員の任命について幾つか質疑をさせていただきますが、なぜ質疑をするかと申しますと、皆様御存じかと思いますが、私は自分が議員になってから、詳しく言えばずっとその前から、子供が学校のころからですが、主に議員になってから、瑞穂市の教育、特に教育人事ですね、これが一部の有力政治家によってゆがめられていないか、私物化されていないかということを問題にしていまいりました。という観点から、幾つかお聞きいたします。その疑念、疑いを払拭していただけると大変うれしいと思います。

※

____、____、____、____、____、____、____

※ 後日取り消し発言あり

——。それで、この方が4年ですね。この方が今度候補に挙げられたわけですが、この方が、これは市長提案ですよ、候補となられた経緯をお聞きしたいと思います。じゃあ、そこから。あとは自席をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、質問が出ましたことについて説明させていただきます。

経緯でございますが、私どもの教育委員会のほうで、どなたがよろしいかということで、いろいろなところにお話を当たっていただきました。特に教育長のほうから当たっていただいたわけですが、この方はいろいろとずうっと子ども会の仕事が多く、PTAとかをやってみえました。PTAの関係で小学校の本部役員だとか、それから穂積小学校では3年間PTAの役員をやられていましたし、中学校のほうでは4年間もやられていました。小学校のPTAの3年目のときですが、母親委員長をやって、市のPTA連合会の委員長もやってみえます。最終的には本部役員の副会長さんをやられたということで、大変、それがトップにはならないんですけれども、副会長ということで地味な活動をされている方なんです。物すごく、表に出ないんですけれども、皆さんの声を聞いてという、そういう人格の方です。ですから、私どもは、教育委員会としてはこの方がベストであろうということで選ばせていただいたということがございます。教育長のほうから当たっていただいてということが事実でございます。

あとは、いろいろな地域からもそういう問題はなく、いろいろなことも起こす方でもないですし、そういう点でいい方だなということで推させていただきますということでございますので、よろしくお聞きしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） いろいろなところに声をかけさせていただいた。具体的に、いろいろなところがどういうところか教えてください。

そして、この方に絞り込む前に、何人の候補者が都合全部でいらしたのか、名前が出てきたのか、人数だけで結構ですので教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 失礼します。今、くまがい議員の御質問についてお答えさせていただきます。

先ほど山本次長がお答えをさせていただいたんですが、いろいろなところに声をかけたといえますか、余りオープンにすることはできませんので、PTA関係で御活躍された方、子ども会活動等で御活躍された方等から候補者を選出いたしました。

最初に選出した人数は4名です。4人の方を候補者リストとして上げ、実際、常勤で勤務されてみえる方だと、こういった教育委員会の委員としてはなかなか出席できないので、そうい

った方を割愛したり、あるいは、何にということとは話をすることなく教育委員会のほうでお願いしたい仕事がありますと、そういう形で関係している学校の校長先生であるとか、諸団体のトップの方々にお話をお聞きしました。教育委員さんとしてやっていただきたいということは表には出しておりません。

そういった形で、4名の中でこの方に絞らせていただき、面談させていただいた上で、お話を直接具体的にさせていただいたところでございます。よろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 都合4人、もとは候補者がいたと。教育委員としてということを出していなかったというのはどういうことですか。出していなくて4人の名前が出てきたというのはどういうことか、ちょっとわかりにくいので教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 教育委員になっていただきたいということを前面に出すことについては、やはり控えなければいけないものだと考えております。それは、やはりこういった議会で承認された上でなっていくものでありますので、オープンにすることは非常に避けるべき人事であるというふうに考えましたので、教育委員会からお願いしたい仕事があるという言葉を使ってお願いして、候補者を上げているというところで御理解いただければありがたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 1人に絞った時点で、つまりきょうこれを議決するわけですが、今の段階では、御本人は御承知なんですね。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） ここに出すに当たりましては、いろいろと事前に調査しなければいけないこともございます。そういうことも含めて、お願いしたいということをきちっと面談の中でお話をさせていただきました。市長さんにもそういったことで御報告をさせていただき、書類等を整備させていただいた上で、本日、議案に上げさせていただいたところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 経緯はわかりました。

次にお聞きしますが、保護者の代表ということですが、保護者の代表として適任であると判断された理由を教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） これは、先ほど山本次長もお話をさせていただいたところでございますが、PTAの学校における役員も長く務めておみえです。小学校の様子、中学校の様子、それぞれ御理解いただいておりますし、市のPTA連合会の役員もやっておられ、市全体のことも御理解いただいております。

なお、先ほど山本次長の話の中にありましたように、副という立場で全体を支えるというお役目をずうっと続けられ、非常に誠実な方であると、頼まれたことについては断ることなく最後までやり続けられる人であり、なお前面に出て私が私がというような形でしゃしゃり出るようなこともなく、お願いしたことはきちっとやり切られると、そういう誠実さを私どもは事前にもリサーチさせていただき、面談の中でもそういった様子を判断させていただきましたので、候補者として上げさせていただきました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 先ほど次長が、トップではありませんでしたけど、副ですがと言いましたけど、男女共同参画の目標数値にもありますが、トップは男性ですもんね。もうそこも本当は変えなきゃいけないという状況の中で、副でしたがという話だと受けとめます。本当はトップになるべきだと思いますよ。以後、そういうこともちゃんと考慮していただきたいと思います。

それで、誠実な人。今、述べられた適任者としての資質は、ほかのPTA役員、子ども会のお仕事をなさった方も大勢見えますよね。幼稚園から中学までですから、11校あるんじゃないですか。なぜこの人がなったんですか。大勢いると思いますよ、適任の方は。そういうのは比べられているわけですか。それとも始めから1人で、悪い話はないと、適任だと、1人を調べて適任だとしたのか、比べられて適任だとしたのか、どちらでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） いろいろなすばらしい方は大勢お見えであることは承知しております。3つの中学校、7つの小学校、1つの幼稚園という形の中で、いろいろな活動をされてみえる方はたくさんお見えでございます。そういった中で、今回、小・中学生をお持ちの母親の方、あるいは父親の方ということも考えてはありました。

が、その中で、やはり現職だと非常にやっぱり身近過ぎて、発言もしにくい部分も委員会の中で出る可能性もあるのではないかとということも若干懸念しました。

そういった中で、先ほど申し上げましたように、4名の中で、先ほどのような委員会にも出席することが可能であるとか、あるいは人物的にどういう人物であるかということで検討させていただいた上で、この人に絞り込んだということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） この、資料をととても丁寧に出していただけるようになったということは非常に改善されていると思います。

いただいた資料には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋、任命、委員の任命について、5ですね。年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないようにと。この年齢、性別、職業等の「等」はほかにどういう偏りが生じないように配慮をするものと考えていらっしゃるでしょうか。「等」というのは、ほかにいろいろあるけれどをまとめる言葉ですね。まだなかなか、男性もおっしゃったけど、男性は常勤を持ってみえるから難しいだろうと思いますが、この「等」の中身をおっしゃってください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 「等」の中身につきましてはいろいろと解釈ができると思いますが、私どもが考えておりますのは、地域であるとか、あるいは委員会への出席が可能であるかというようなことを含めて、「等」の内容として考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 御答弁にありましたように、地域の偏りは本当に大事だと思いますが、あと所属していた、PTAとか子ども会じゃなくても、保護者としてふさわしい活動をしている人というのはいるわけですから。

しかし、この地域ですね、前職の方も穂積小学校区ですよ。非常にその点、偏っているんじゃないですか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 候補者の中には、この方以外は穂積小学校区以外でございました。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、詳しい中身はちょっとと言えませんが、候補として絞り込む中でこの方に決まって、それがたまたま穂積小学校区の方であるということであつたというふうに御理解いただけることをお願いしたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 理解できないので、質疑をさせていただいております。

何か上の人の御意向とかと今ニュースでいっぱい出ていますけど、そういうものはあつたんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 教育委員の選定につきましては、教育委員会のほうで候補を出してい

ただき、それを報告してほしいということで、きちっと市長のほうには報告しておりますし、候補を出す段階でもやはり非常に難しいところはございます。どこの誰でもいいというわけではないので、やはり私たちがよりどころとするものが必要になってくると思います。

例えば、先ほど申し上げましたように、PTAの学校での役員等は務めてみえるとかということを1つの推選理由として出さずに、そういったことのない方であった場合には非常に難しい部分もあるのではないのでしょうか。そんなふうに私たちは考えておりますので、そういった条件を踏まえて選出させていただいたというふうで私たちは進めておりますので、御理解ください。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 非常に地域的な偏りがあると言わざるを得ません。政治的な私物化、教育人事に関する、特に教育委員ですね。教育委員会関係も過去あった。私が今得ている情報では、現在も尾を引いている。そういうことが瑞穂市の教育をゆがめてきました。それを本当に是正していただきたいので、渾身を込めて質疑をさせていただいております。

続けて穂積小学校区からしか出さないというのは、政治的な偏りと思われても仕方ないんじゃないですか。いかがですか。私物化は本当に穂積小、穂積中、本田小、その辺が濃かったですね。私、これは県教委まで公平な人事を求むという書類を出しましたからね。今言ったことまで書いて。もう教育長さんが前のときの話ですので、認識していらっしゃらないかもしれませんが、非常に穂小、穂中のPTA、子ども会から選ぶということは偏っていると思いますが、いかがですか。偏っていないということを言ってください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 先ほど来、御説明させていただいておることが全てでございまして、私の口から申し上げることができるのは、そういった偏りの中でやっていることはございませんと、私は責任を持って、ここで答弁としてさせていただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 経緯としまして、教育委員会がこの人はいかがですかと市長に提示して、議案だから市長が出すわけですね。そういう経緯ですね。

じゃあ、市長にお聞きいたします。

ずっと私がこういうことを問題にしてきたのは知っていただけたと思います。そういう政治的な御意向、今マスコミで言われている言葉、御意向、またはそんなくですね。2つとも私物化ですね、政治の。こういうことは一切ないんですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 一言でお答えさせていただきますと、全くそのようなことは一切ございません。

それと同時に、私自身、本当に教育委員会を見させていただいてまして、非常にしっかりした、一生懸命やってくれている教育委員会だと思っておりますし、前回の森下教育委員さんを選択させていただいたときもそうですが、教育委員会さん、本当によくやってくれていると思っておりますから、最後のところで私もお名前をお聞きして、それならいいですよということで、そういった言葉添えぐらいしているかもしれませんが、一切立ち入ってはおりません。

そのようなところでございますので、どうか御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 26号議案、教育委員の任命についてで、反対の立場で討論いたします。

幾つか質疑をさせていただき、かなり断定的な御回答を教育次長、教育長、市長からいただきました。その限りにおいては、その言葉どおりに受け取れば、そのとおりなんだろうと思いますが、私はこういうことをずうっと問題にできまして、その疑念は払拭できなかったという思いを持っておりますので、反対させていただきます。

※
———今までの方がやめられますが、この議案が出てきたときに、もう既に議員の皆様の間でも、市民の間でも、次期の市会議員選挙の準備に入るんやねと、何人もの方がささやいていらっしゃいます。今度、おりる方ですね。

そのように、瑞穂市の教育人事は、特にPTAですね、教育委員会人事もそうだったと思いますが、学校人事もそのにおいがありました。においどころじゃないですね、私はもう県教委まで書類を出してありますので。やっぱり私物化して、PTA、そして教育委員会人事を経て議員になってきた、そして最大派閥をつくってきたという経緯がありましたね、実際に。

それがなくなってきた議会は、非常にいい意味で正常化してきているなと思っています。その方向でこれからも努力しようと思っておりますが、そのような経緯の疑いが100%払拭できておりませんので、残念ながら今回は反対させていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

※ 後日取り消し発言あり

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私はなぜ賛成をするかといえば、議員に出る出ないというのは個人の自由で、それを前の職種がどうだというようなこととは違いますから、女性の議員が自分の意思で議員に出るのに、それを利用しようとか利用しないとか、そういう次元の低いことを議員が言っていては、これは私としてはだめだと思う。

だから、私自身、この賛成討論なんてするつもりはなかったですけども、議員に出る自由というのは、憲法で保障された職業選択の自由と同じで、誰もとめることはできません。そうでしょう。だからこそ、それをこの議場で反対の理由にするなんていうのはいささか少しおかしいと思っております。

そういう理由で、私自身は職業の選択の自由、議員に立候補する自由というのは、犯罪者ではない以上、それは全て自由ですから、その辺のことで今回の件に関して反対をする理由には私はならないと思う。そういうことで、私は賛成の答弁をさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

瑞穂市教育委員会の委員に加木屋加緒里君を任命することに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第26号は同意することに決定をいたしました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会します。御苦労さまでございました。

延会 午後3時15分

